

2019年12月19日

日 本 銀 行

**「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」の一部改正等について**

日本銀行は、令和元年12月18・19日の政策委員会・金融政策決定会合において、貸出増加に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促す観点から、「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」（平成24年12月20日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

本件については、「（参考）貸出増加支援資金供給の見直しについて」も併せてご参照ください。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 矢野・引馬（03-3277-2877）

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給  
基本要領」中一部改正

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付金額

貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、9. または10. に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

- 11. を12. とし、10. を11. とし、9. を10. とし、8. の次に次の9. を加える。

9. 借り換え

貸付先が希望する場合には、次に定める額を貸付限度額として、当初貸付の満期日における全部または一部の借り換えを認める。

- (1) 借り換え日と同日を貸付実行日とする新規の貸付け（借り換えにかかる貸付け以外の貸付けをいう。以下同じ。）にかかる10. (1) に定める貸出の月末残高平均額（以下「満期時平均額」という。）が当初貸付にかかる10. (1) に定める貸出の月末残高平均額（以下「当初平均額」という。）以上である貸付先にあつては、当初貸付の期日返済額
- (2) 満期時平均額が当初平均額未満である貸付先にあつては、当初貸付の期日返済額から、当初平均額と満期時平均額の差額を差し引いた額

- 10. を横線のとおり改める。

## 10. 新規の貸付けにかかる貸付限度額

貸付実行日毎の貸付先毎の新規の貸付けにかかる貸付限度額は、次の(1)から(2)を控除した金額の2倍の金額相当額とする。なお、「適格住宅ローン債権信託受益権担保取扱要領」(平成28年3月15日付政委第24号別紙1.)に基づき本行に担保として差入れられた適格住宅ローン債権信託受益権の信託財産となっている住宅ローン債権は、その担保の差入れを行った貸付先による貸出として取扱うものとする。

(1) 略(不変)

(2) 略(不変)

(附則)

この一部改正は、令和2年4月1日から実施する。